

公園における記念植樹に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園において市内の団体等が自らの慶事を祝うために行う記念植樹（以下「記念植樹」という。）に係る手続、植樹した樹木の管理等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公園」とは、呉市都市公園条例（昭和44年呉市条例第33号）に規定する都市公園、呉市都市計画区域外公園設置条例（平成15年呉市条例第32号）に規定する都市計画区域外公園及びコミュニティ広場設置要綱（昭和63年6月1日実施）に規定するコミュニティ広場のことをいう。

(記念植樹の申込手続等)

第3条 市長は、記念植樹をしようとする者に対し、記念植樹を行う公園、当該公園内において植樹を行う位置、樹木の種類及び本数その他記念植樹に関して必要な事項について、事前に担当職員と協議を行わせる上で、記念植樹に係る寄附の申込みをさせなければならない。

2 前項の寄附の申込みができる者は、市内に事業所を有する事業者、自治会及び市内を活動の拠点とするボランティア団体その他市長が認めた団体とする。

(記念植樹に係る寄附受納の決定)

第4条 市長は、前条第1項の寄附の申込みがあった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、記念植樹に係る寄附の受納を決定し、当該申込みを行った者に対し、必要な条件を付してその旨を通知するものとする。

(樹木附属物)

第5条 前条の規定による寄附受納の決定通知を受けた者（以下「記念植樹者」という。）が記念植樹に際し、樹木に附属して設置することができるもの（以下「樹木附属物」という。）は、次のとおりとする。

(1) 樹木名、植樹者名等を示す基礎を有しない銘板等であつて、市長が適当と認める大きさで、かつ、簡素な構造であるもの

(2) 支柱、囲い等樹木の生育に必要な最低限の資材

(植樹等の実施)

第6条 樹木及び樹木附属物（以下「樹木等」という。）の設置は、原則として記念植樹者自身に行わせるものとする。

2 樹木等の設置の際には市の職員等が立ち会い、記念植樹者に対し、必要な指示をするものとする。

(管理)

第7条 市長は、記念植樹により植樹した樹木について、他の公園内樹木と同様の管理を実施する。

(樹木等の所有等)

第8条 樹木等は、樹木等の設置が完了した時点で記念植樹者から市に所有権が移転するものとする。

2 市長は、天災、火災、盗伐、盗難、誤伐又は前条に規定する管理により、樹木等が枯損し、汚損し、損傷し、若しくは滅失した場合又は市が実施する事業により樹木等を撤去する必要がある場合であっても、市は記念植樹者に対して何らの責任を負わないことを寄附受納の条件としなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年12月11日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年3月31日から実施する。